

南島原市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和7年4月25日

南島原市監査委員 宮 崎 太

南島原市監査委員 小 嶋 光 明

令和 6 年度

南 島 原 市

定期監査及び行政監査報告書

南 島 原 市 監 査 委 員

令和 6 年度 定期監査及び行政監査報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく定期監査及び行政監査

2 監査の対象

(1) 部局等

農林水産部	農林課、水産課、農村整備課
建設部	建設課、管理課、都市計画課、地籍調査課
環境水道部	環境課、水道総務課、上下水道課 〔衛生局〕衛生業務課
教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化財課、 世界遺産推進室
会計管理者	会計課
農業委員会事務局	
小・中学校	野田小学校、南有馬中学校

(2) 範囲

財務監査 令和 5 年度歳入歳出執行分

行政監査 令和 6 年度までの執行分

3 監査の期間

令和 6 年 9 月 20 日（金）から令和 7 年 3 月 28 日（金）まで

4 監査の着眼点

(1) 着眼点

財務に関する事務の執行、経営にかかる事業の管理及び行政に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、効率的かつ効果的に行われているか、組織及び運営の合理化に努めているか、を主眼として実施した。

(2) 重点項目

- ア 補助金に関する事務の執行状況について
- イ 随意契約に関する事務の執行状況について
- ウ 備品の管理状況について（学校のみ）

5 監査の方法

監査の重点項目となる事務について、対象部局へ調査票の提出を求め、現地調査により関係書類の検査・照合を行うとともに、本書で示した監査の着眼点について、所管課長及び関係職員から説明を聴取した。

なお、監査の実施に当たっては、南島原市監査基準（令和2年4月1日監査委員告示第1号）に準拠した。

第2 監査の結果

1 総 評

（1）補助金に関する事務の執行状況について

本市は、補助金交付規則において補助金の事務処理にかかる一連の手続きを定めており、交付申請、実績報告等にかかる書類の提出時期を個々の交付要綱により規定している。しかしながら、補助対象団体等からの実績報告書について、当該要綱に規定した期限を超過して提出されている事例が散見された。これは、補助対象団体等への注意喚起を怠ったことによるものであり、一部において適正な事務が行われていない現状である。

補助金は、補助事業が本来の目的に沿って実施されたかどうか審査し検証することが重要であり、その結果については、市民への説明責任を果たすことができる内容でなければならない。実績報告を受けて提出書類の内容を審査するに当たっては、交付申請書の事業計画を踏まえたうえで、事業の活動状況と補助金の使途を審査することに加え、対象となる書類の提出時期についても要綱を遵守した事務を行う必要がある。また、既に取り組まれている部署もあるが、全庁的な取り組みとして財政課が示している「補助金等の適正化に向けた基本方針」を基に検証や見直しを実施していき、適正な補助金交付事務の執行に努められたい。

（2）随意契約に関する事務の執行状況について

随意契約については、契約管理システムを使用した事務の執行が定着しており、事務手続においては概ね適正に処理されていた。しかしながら、特命随意契約については、一部、前例踏襲により十分な検証が行われないまま契約が行われている事例が見受けられた。また、検証の結果を的確に決裁書面に明記することなく「実績がある。」「設置業者である。」「熟知している。」「迅速な対応が可能である。」などの簡易な理由によるもの、誤った法令根拠の記載が見受けられた。

特命随意契約は、競争の方法によらず、その根拠に基づき特定の相手を選定して契約を締結する方法であり、法の例外規定によるものである。執行に当たっては、具体的、明確な理由を記載し、かつ、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2の各号の規定に該当するかを示す必要がある。たとえ施行令第167条の2の第1号による少額随意契約を行う場合においても、本市は、南島原市契約規

則第 18 条により、原則 2 人以上の者から見積書を徴さなければならないとしており、見積合わせができない特段の事情がある場合に限り、その理由を明確にし、説明責任を果たすことが求められる。同様に、修繕事務においても、1 者に申し込む場合は、その選定理由を明確にされたい。

なお、当年度の監査対象となる南島原市分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープラン策定業務（以下「本事業」という。）委託契約において、本市の入札参加資格を有しない株式会社リミックスポイント（以下「当該選定業者」という。）と特命随意契約を締結しているが、これは、南島原市議会が令和 5 年度南島原市一般会計歳入歳出決算を不認定とした一つの要因となった。本市の入札契約事務は、原則、入札参加資格者と契約を行うこととしており、事業を遂行するための履行条件を満たす者が入札参加資格者の中に皆無である場合に、入札の参加資格を有しない者であっても契約が可能となる。随意契約においても同様の取り扱いとしており、特に 1 者選定による特命随意契約の場合は極めて限定的なものに限る。そこで、当職は、環境水道部環境課（以下「環境課」という。）に対し、本事業の契約方法等について説明を求めた。

詳細は次のとおりである。

ア 事業概要

本事業は、再生可能エネルギーの導入による脱炭素化と循環型社会の形成を進めるに当たって、市内唯一の道の駅がリニューアルを行うのを機に、先行モデル地区として再生可能エネルギー設備の導入とそれに伴う施設内消費を行うことで、脱炭素化の取り組みを実証し、そこから全市へと段階的に波及させていく計画を策定する事業である。当該業務委託の内容は、事業計画、事業概要等の整理、再生可能エネルギーの需要調査、導入設備調査、供給調査、策定委員会への対応、調査報告書の作成などである。

イ 国への補助金申請

環境課は、道の駅リニューアル計画及び施設の脱炭素化を地域振興部商工観光課と協議していた当該選定業者から国の補助金制度の情報提供を受け、令和 5 年 5 月 24 日付けで国庫補助金の 2 次募集に応募し、同年 7 月 4 日付けで総務省から事業採択決定の通知（内示）を受けた。当該選定業者は、本市の入札参加資格を有しないが、省エネルギー化など SDGs 推進事業の業務実績を有していた。

本事業の補助金は、原則、補助率 3/4 であるが、本市が当該選定業者から支援を受けて申請した内容は、自治体の先進的モデルとしての事業遂行を掲げており、このことが総務省に評価され通常の補助率を上回る補助率 10/10 の内示を受けた。そこで本市は、同年 7 月 18 日付けで交付申請を行い、同年 8 月 25 日付けで交付決定を受けて事業を実施することとした。

ウ 業者選定及び契約方式

環境課は、先に述べた補助率 10/10 の決定を受けたことにより、令和 6 年 3 月 8 日までに、事業予算の確保、業者選定、策定委員会の開催、計画策定及び実績報告を完了する必要があった。そこで、競争入札、企画提案方式、1 者選定による特命随意契約の中から検討を重ねた結果、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、性質、目的が競争入札に適さない業務として、1 者選定による特命随意契約を締結した。

このことについて、環境課は、決定に至った理由を次のとおり説明した。

- ① 本事業は、全額を国庫補助とする単年度事業であるため繰り越しができないこと。
- ② 本市の環境事業にかかる当年度受注業者のうち、同種業務の実績業者に対しヒアリングを実施した結果、同業務の標準的な履行期間は、半年から 1 年程度要すること。
- ③ 当該選定業者は、本市の入札参加資格を有しないものの、他の自治体で同業務の実績を有しており、国の補助金制度についても認識が深いこと。
- ④ 補助金交付決定後、国庫補助事業を円滑に進める事業スケジュールとして、令和 5 年 10 月に策定業務委託契約締結、同年 12 月に計画案完成、令和 6 年 2 月に市議会への報告及び市民に対するパブリックコメントを実施すること。
- ⑤ 契約の主幹課である総務部管財契約課と協議を行った結果、同課からは企画提案方式による選定を推奨されたため、前記④のスケジュール案を白紙に戻し、同方式による業者選考過程を経た場合の再検討を行った。その結果、国庫補助事業の執行を滞りなく行うことができるのは、本市の事業計画状況を熟知していることから、最も短い期間で業務を遂行することができる当該選定業者しかいないと判断したこと。

環境課は、これらのことを総合的に勘案し、当該選定業者以外には、本事業を年度内に遂行できる業者はいないと判断し、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を特命随意契約の根拠法令として適用した。

エ 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の適用基準

随意契約は、法第 234 条の規定により、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。随意契約によって契約を締結する場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項の各号のうち、どの号に該当するかを明らかにする必要がある。特に 1 者選定による特命随意契約は、施行令の該当が明らかであることに加え、真にやむを得ない場合に適用することが求められる。

本市の随意契約ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、「随意契約による場合でも、競争を原則とした契約執行の理念に基づき、できる限り複数の

者から見積書を徴して、それらの者の価格を比較検討し、最も有利な価格で見積りをした者を契約の相手方に決定すること。」「随意契約によるかどうかは、契約ごとの内容、性質、目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重な判断が必要である。」と定めている。また、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の適用基準について、「契約の内容から当該契約者以外の者に履行させることが、業務の性質上不可能であるかを判断する。契約目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において選択肢が無く、特定されていることが必要である。」と定めている。

業務委託等契約関係における主な適用事例は、次のとおりである。

- ① 特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備の保守、点検業務の場合
- ② 電算システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない業務を実施する場合
- ③ 既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存のシステム運用に著しく支障が生じるおそれのある場合
- ④ 法令等により契約の相手方が特定されている場合
- ⑤ 市内の医療機関で健康診断等を実施する場合
- ⑥ 他の施設と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生じるため、他の施設の維持管理をしているものに委託する場合
- ⑦ 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、全ての条件を満たす者が 1 者に特定される場合
- ⑧ 企画提案方式等により契約の相手方を予め特定している場合

これを本件についてみると、環境課は、道の駅リニューアル計画及び施設の脱炭素化について、地域振興部商工観光課と協議を行っていた当該選定業者から総務省への補助申請支援を受け、通常を上回る補助率 10/10 の決定を受けた。これにより、「単年度事業で繰り越しができないこと。」「市内の施設に係る脱炭素化実証計画の状況を熟知していること。」「最も短い期間で業務を遂行することができること。」などを理由に施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、競争入札または企画提案方式を採用することなく、当該選定業者と特命随意契約を締結した。

本事業については、本市の他の事業計画と一体化していることに加え、経済的成果も見られ、事務事業としては評価できる。しかしながら、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠として特命随意契約を締結する場合は、ガイドラインが示しているとおり、契約の内容から当該契約者以外の者に履行させることが、業務の性質上不可能であるかを判断しなければならない。

本件は、当該年度途中の計画立案であるにもかかわらず事務手続き等に主眼を

置き、業務発注から遂行までに十分な期間が無いことを理由に年度内に遂行できる業者は他にいないと判断して、通常は必要とする契約手続きを省略し、当該選定業者と特命随意契約を締結している。このことについて、施行令第167条の2第1項第2号を適用したことは、ガイドラインの業務委託等契約関係における主な適用事例⑦を根拠としているものと考えられる。⑦は、「全ての条件を満たす者が1者に特定される場合」となっているが、契約目的を達成するための履行条件を満たす選択肢が、本当に、その他に無かったのか疑義が生じる余地があり、本市の契約手続きとしては好ましくないものであると思料する。

特命随意契約の根拠法令として施行令の当該規定を適用する場合は、真に競争入札に適さないとする合理的な理由を明確にし、市民、議会に対し説明責任を果たすよう警鐘を促す。

法における契約締結の原則は、競争入札によるものである。したがって、法の例外規定である随意契約を選択する場合において、特に1者選定による特命随意契約、かつ、入札参加資格を有しない者と契約する場合は、透明性を確保するとともに、契約理由、検討結果、法的根拠をより一層明確にし、今後とも適正な事務の執行に努められたい。

(3) 備品の管理状況について

備品管理については、対象とする小・中学校において現地調査を実施し、概ね適正な管理が確認された。今後も、新規購入、学校の統廃合に伴う備品の移管、寄贈等について、登録漏れや登録誤りがないよう努められたい。

(4) その他行政監査について

本年度の監査から2か年計画で、全庁的な取り組みとして次の調査を行った。

DX推進基本方針に基づく行政のデジタル化の主な取り組みとして、農林課における審査会の電子審査、ユニットベースを活用した相談記録システム等の構築、水道総務課及び衛生業務課における公共料金（水道料金、し尿処理手数料）の電子決済、生涯学習課における施設利用の電子申請などを実施している。このようにデジタル技術等を活用し、他部署においても住民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図られたい。

公共施設等総合管理計画に基づき施設の統廃合を図られている事例は、農林課所管における施設の廃止及び地元自治会への譲渡、都市計画課所管における市営団地の統廃合、衛生業務課所管におけるし尿処理施設の統廃合、文化財課所管における施設の用途変更などである。いずれの施設においても、維持管理費等の費用軽減に繋がっており、今後も同計画を基に公共施設の適正配置と施設総量の縮減を図り、公共施設の効率的な管理運営に取り組まれたい。

(5) むすび

監査の結果、対象とする財務事務及び事業の管理については、概ね適正に執行されていたが、一部、事務手続の検討又は改善を要望する事項や留意すべき事項が見受けられた。以下に記載した「指摘事項」に関しては、必要な措置を講ずるとともに職員の指導監督に努められたい。改善の措置を講じたときは、法第 199 条第 14 項の規定に基づき、監査委員へ遅滞なく通知されたい。「注意事項」に関しては、措置を求めないが、今後とも関係法令等を遵守し適正な事務の執行に努められたい。

なお、すでに是正されているもの及び軽微な事項については、口頭で指導したので内容を省略する。

2 指摘事項

【農林水産部】

(農林課)

(1) 補助金交付事務（期限超過）について

補助金交付事務にかかる実績報告書の提出について、南島原市農林水産部農林課及び農村整備課所管の国庫及び県費関係補助金等交付要綱第 7 条、南島原市農業振興対策事業費補助金交付要綱第 6 条、南島原市林業振興対策事業費補助金交付要綱第 6 条に規定した期限の超過が一部確認された。これは、補助対象団体への注意喚起を怠ったことによるものであり、適正な事務が行われていない現状である。また、補助対象団体が雇用する職員の社会保険料納付時期と補助金実績報告書の提出時期について矛盾が生じており、その改善策を精査し、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。

(2) 補助金交付事務（様式）について

補助金交付事務にかかる実績報告書の提出について、南島原市農業振興対策事業費補助金交付要綱で規定された収支精算書の様式を使用していない事例が一部確認された。今後は、規定の様式に留意し、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。

【教育委員会】

(学校教育課)

(1) 補助金交付事務（期限超過）について

補助金交付事務にかかる実績報告書の提出について、南島原市中体連に係る県、九州、全国大会出場補助金交付要綱第 6 条に規定した期限の超過が一部確認された。これは、補助対象団体等への注意喚起を怠ったことによるものであり、適正な事務が行われていない現状である。今後は、遅滞なく提出されるよう、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。

(生涯学習課)

(1) 補助金交付事務(期限超過)について

補助金交付事務にかかる実績報告書の提出について、南島原市セミナーヨ版画展補助金交付要綱第4条及び南島原市スポーツ大会運営費等補助金交付要綱第4条に規定した期限の超過が一部確認された。これは、補助対象団体への注意喚起を怠ったことによるものであり、適正な事務が行われていない現状である。

なお、令和4年度の定期監査において実績報告書の提出期限について指摘を行っており、生涯学習課から改善報告を受けている。しかしながら、今回の監査でも当該要綱に定められた期限の超過が確認されており、甚だ遺憾である。今後は、当該補助金以外についても、同様の規定違反が無いか十分精査し、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。

(2) 補助金交付事務(様式)について

南島原市スポーツ大会運営費等補助金の概算払いについて、前金払いの様式を使用した事例が確認された。今後は、規定の様式に留意し、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。

3 注意事項

【教育委員会】

(生涯学習課)

(1) 補助金交付事務にかかる審査について

南島原市郷土の歴史文化伝承事業補助金の実績報告書にかかる添付資料について、収支精算書の根拠となる領収書等が添付されていなかった。また、南島原市スポーツ大会出場激励補助金及び南島原市地域社会体育振興会補助金の実績報告書に添付された領収書に、収入印紙が貼付されていない事例が見受けられた。実績報告書の審査について、適正な事務の執行に努められたい。